

事業者における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則 を廃止する規則の概要について

1 制定理由

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の改正法が平成29年5月30日に施行されたことに伴い、神奈川県個人情報保護条例(平成2年神奈川県条例第6号。以下「条例」という。)が改正され、取り扱う個人情報の数が5,000人以下である小規模事業者のみを対象とする規定(第47条～第50条)が廃止された。

事業者における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則(平成2年神奈川県規則第53号)は、小規模事業者のみを対象とする条例の規定の具体的施行内容を定める規則であることから、改正条例が施行されるのと同時に、廃止する。

2 施行期日

平成29年7月14日(金)

(神奈川県個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成29年神奈川県議会第2回定例会・定県第57号議案)の公布の日)